農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十七号

農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次、章名及び節名を付する。

目次

第一章　農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節　事業（第一条―第十六条）

第二節　共済契約に係る契約条件の変更（第十七条・第十八条）

第三節　組合員及び会員（第十九条・第二十条）

第四節　管理（第二十一条―第三十三条）

第五節　設立（第三十四条）

第六節　合併、新設分割及び清算（第三十五条―第三十九条）

第二章　農事組合法人（第四十条・第四十一条）

第三章　組織変更（第四十二条―第四十四条）

第四章　特定信用事業代理業（第四十五条―第四十九条）

第五章　指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）

第六章　監督（第五十五条）

第七章　雑則（第五十六条―第六十三条）

附則

第一章　農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節　事業

第十二条中「第三条の五第五項ただし書」を「第三十二条第五項ただし書」に改め、同条を第六十三条とする。

第十一条第一項本文中「、第九十四条の二第五項」を削り、「、第九十六条第一項並びに第九十七条」を「並びに第九十六条第一項」に改め、「都道府県農業協同組合中央会又は」を削り、「都道府県中央会等」を「都道府県農業協同組合連合会」に改め、同項ただし書中「都道府県中央会等」を「都道府県農業協同組合連合会」に、「第九十八条第九項」を「第九十八条第十三項」に改め、同条第三項中「都道府県中央会等」を「都道府県農業協同組合連合会」に、「第十一条の九第一項第四号」を「第十一条の十九第一項第四号」に改め、同条第四項中「都道府県中央会等」を「都道府県農業協同組合連合会」に改め、同条第五項中「都道府県中央会等」を「都道府県農業協同組合連合会」に改め、「第九十四条の二第五項」を削り、「、第九十六条第一項又は第九十七条」を「又は第九十六条第一項」に改め、同条を第六十二条とし、第十条を第六十一条とし、第九条の二を第六十条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条第一項中「都道府県農業協同組合中央会又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「第九十八条第九項」を「第九十八条第十三項」に改め、同条を第五十九条とし、同条の前に見出しとして「（権限の委任）」を付する。

第八条中「第九十八条第九項」を「第九十八条第十三項」に改め、同条を第五十八条とする。

第七条第一号中「貯金及び定期積金（次号において「貯金等」という。）の払戻し」を「貯金の払戻し等」に改め、同条第二号中「貯金等の払戻し」を「貯金の払戻し等」に改め、同条を第五十七条とする。

第六条第一項各号を次のように改める。

一　第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条及び第三十二条に規定する主務大臣　農林水産大臣及び内閣総理大臣

二　第五条第一項第二号及び第二十九条第一項第二号に規定する主務大臣　農林水産大臣

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第四十四条に規定する主務省令は、農林水産省令・厚生労働省令とする。

第六条を第五十六条とする。

第五条の十三の見出しを削り、同条を第五十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章　雑則

第五条の十二を第五十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　監督

第五条の十一を第五十三条とし、第五条の十を第五十二条とし、第五条の九を第五十一条とする。

第五条の八第二号中「第五条の十各号」を「第五十二条各号」に改め、同条を第五十条とする。

第五条の七を第四十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　指定紛争解決機関

第五条の六の見出し中「特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う」を削り、同条を第四十八条とする。

第五条の五の見出し中「特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う」を削り、同条を第四十七条とする。

第五条の四第一項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同項の表第五十二条の五十一第二項の項中「第十一条の三十八第一項」を「第十一条の五十七第一項」に、「第十一条の九第二項」を「第十一条の十九第二項」に改め、同条第二項の表第五十二条の五十一第二項の項中「第十一条の三十八第一項」を「第十一条の五十七第一項」に、「第十一条の九第二項」を「第十一条の十九第二項」に改め、同条を第四十六条とし、第五条の三を第四十五条とする。

第四条の二の見出し中「株式」の下に「又は金銭」を加え、同条中「第七十三条の六第一項」を「第七十三条の五第一項」に、「第二十一条第二項」を「第二十条第二項」に、「第七十二条の十二の九第一項」を「第七十二条の二十五第一項」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

（消費生活協同組合への組織変更により出資口数に一口に満たない端数を生ずる場合について会社法を準用する場合の読替え）

第四十三条　法第八十六条において準用する法第七十三条の五第三項の規定により会社法第二百三十四条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第一項	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する	農業協同組合法第八十二条第一項に規定する組織変更に際して同条第二項第一号に規定する組織変更後消費生活協同組合の組合員に当該組織変更後消費生活協同組合の出資を割り当てる